一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

【注意事項】

- 1. 試験時間は、40分です。
- 2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
- 3. 問題用紙は、表紙を含めて5枚です。
- 4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
- 5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。 なお、試験は不合格になります。
- 6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。 係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退出ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

近畿運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・以下の各設問の()内に、関係法令を踏まえ、最も適切な語句を[]から選択し、別紙の解答用紙に記入してください。

一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに()を営業所に公示しなければならない。

[A. 就業規則 B. 運送約款 C. 運行管理規程]

一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の()を受けなければならない。

[A. 免許 B. 許可 C. 認可]

一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除 く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その()前までに、その旨を国土 3. 交通大臣に届け出なければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 九十日]

輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、 学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な()比較のみで選ぶのみではなく、より安全にも留意した 選定を促すことを目的としている。

[A. サービス B. 価格 C. 車両]

旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大な事故があった場合には、()以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[A. + 五日 B. 三十日 C. 六十日]

一般貸切旅客自動車運送事業者は、()に運行指示書を作成しなければならない。

6.

[A. 運転者等ごと B. 車両ごと C. 運行ごと]

旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、()保持するとともに、運転者の酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

[A. 常時有効に B. 運行管理者が C. 乗務員が]

一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の()を受けなければならない。

[A. 承認 B. 許可 C. 免許]

一般貸切旅客自動車運送事業について、36協定で定める労働者の時間外労働の限度時間は、1か月45時間及び1年360時間となっており、臨時的にこれを超えて労働させる必要が 9. ある場合であっても、自動車運転の業務については、1年()以内としなければならない。

[A. 720時間 B. 840時間 C. 960時間]

一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の()を受けなければ、その効力を生じない。

[A. 許可 B. 認可 C. 承認]

旅客自動車運送事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、営業所ごとに記録し、かつ、 その記録を整理して()保存しなければならない。

「A. 半年間 B. 一年間 C. 三年間〕

一般旅客自動車運送事業者は、()の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を 受けなければならない。

[A. 運行計画 B. 事業計画 C. 運行回数]

旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、その他適当な方法により、()以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間]

旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の()に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指 14. 導をしなければならない。

[A. 一般公衆 B. 乗務員等 C. 旅客]

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から()以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[A. + B. + 五日 C. 三 + 日]

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び()について報告を求めなければならない。

[A. 運賃収入 B. 運行の状況 C. 健康状態]

旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う()を受け、報告をしなければならない。

[A. 点呼 B. 確認 C. 面談]

旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時()しておかなければならない。

[A. 指導 B. 選任 C. 募集]

一般貸切旅客自動車運送事業は、点呼を行ったときは、その状況を録音及び録画(電話その他の方法により点呼を行う場合にあっては、録音のみ)して電磁的方法により記録媒体に 19. 記録し、かつ、その記録を()保存しなければならない。

[A. 六十日間 B. 九十日間 C. 百二十日間]

旅客自動車運送事業者の()は、事業用自動車の運転者等に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に規定する点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与え、記録し、 20. 及びその記録を保存しなければならない。

[A. 代表者 B. 運行管理者 C. 従業員]

一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、()国土交通大臣に 届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

[A. あらかじめ B. 事後に C. 運送開始前に]

一般貸切旅客自動車運送事業の運転者の1日の休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続()を下回ってはならない。

[A. 8時間 B. 9時間 C. 10時間]

旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後()以内に管轄する地方運輸局長(国土交通大臣)に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

[A. 三十日 B. 六十日 C. 百日]

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転 者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員等台帳に運転者でなくなった年 24. 月日及び理由を記載し、これを()保存しなければならない。

[A. 一年間 B. 三年間 C. 五年間]

一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、()ごとにその更新を受けなければ、その期間 の経過によつて、その効力を失う。

[A. 三年 B. 五年 C. 七年]

旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して()、弁明しなければならない。 26.

[A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく]

一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを運送の終了の日から()保存 27

[A. 一年間 B. 二年間 C. 三年間]

- ・以下の文章のうち正しいものには〇印を、誤っているものには×印を別紙の解答用紙に記入してください。
- 28. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15㎡広くした場合、車庫の位置に変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。
- 29. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
- 30. 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の法令試験の解答用紙

В	D	D	נ	D	D	D	A	В
			В	\mathbf{R}				
	1		1					
問題 10	問題 11	問題 12	問題 13	 問題 14	問題 15	問題 16	問題 17	問題 18
В	В	Α	В	В	С	Α	В	С
問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9
(問題1~27	は【A・B・C】の)いずれかを証	こ入してください	\ 。)				
受験者名								点
申請者名								
							採	点

(問題28~30は【〇・×】のいずれかを記入してください。)

問題 28	問題 29	問題 30
×	0	0